

会議録（1）

会議の名称	令和2年度 第6回入間市児童福祉審議会 (令和2年度 第3回児童発達支援センター運営協議会)
開催日時	令和3年3月15日（月） 午前10時00分 開会 午前11時55分 閉会
開催場所	健康福祉センター 301会議室
議長氏名	池田 拓
出席委員(者)氏名	【児童福祉審議会】 野口泰子、田辺暁巳、米山みどり、宮岡幸江、桂川泰典、 池田拓、島田可南子、高垣夕紀、石川和子 【児童発達支援センター運営協議会】 越智恵子、新井真由美、細川大輔、野澤純子、池田拓、並木範一、 野口泰子、桂川泰典、関剛規、白木久美子、上野菜津子、清水繁
欠席委員(者)氏名	【児童福祉審議会】 野口春美、繁田剛、安藤淳一、苔縄雅恵、大森洋司、大澤力 【児童発達支援センター運営協議会】 茂木陽、早川等、植竹利之
説明者の職氏名	【児童福祉審議会】 保育幼稚園課長 鈴木浩昭 【児童発達支援センター運営協議会】 こども支援課主任 雨間元良、藤沢第二保育所保育士 山田美沙紀
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 入間市公立保育所の医療的ケア児受け入れガイドライン（案） について (2) 公立保育所における[CLM]実地運用の状況報告会について ※入間市児童発達支援センター運営協議会との合同開催 3 入間市長あいさつ 4 その他 5 閉会
非公開理由	
傍聴者数	なし
配布資料	資料6-1 入間市公立保育所の医療的ケア児受け入れガイドライン (案) 資料6-2 令和3年度児童福祉審議会スケジュール（予定） 資料1 「CLMと個別の指導計画」 資料2-1 入間市におけるCLMの取組経過について 資料2-2 公立保育所における「CLM」実地運用の状況報告および意見 交換会

事務局職員職氏名	【子ども支援部】部長 原嶋裕子、次長 佐藤政史 【子ども政策室】室長 徳山雅美 【子ども支援課】課長 木下義幸 副参事 中村正幸 副主幹 大谷元実、主任 橘内明子 主事 小原涼、会計年度任用職員 清水律子 【保育幼稚園課】課長 鈴木浩昭 【青少年課】 課長 黒木聰子
会議録作成方法	要点筆記

会議録(2)

議事の概要(経過)・決定事項

- 1 下記の議題について事務局が説明し、審議を行った。
委員からの質疑については、事務局が回答した。

議題

- (1) 入間市公立保育所の医療的ケア児受け入れガイドライン(案)について
- (2) 公立保育所における[CLM]実地運用の状況報告会について
- (3) その他

会議録(3)

発言者	発言内容
	(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する)
司会(大谷副主幹)	(開会)
池田会長	(あいさつ)
原嶋部長	(あいさつ)
司会	それでは議事に移ります。議事の進行につきましては、池田会長が議長となり進行していただきますようお願ひいたします。
池田会長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日の出席者は9名です。過半数を超えておりますので、会議が成立しております。 次に、今回の会議録署名人は野口泰子委員にお願ひいたします。 次に、傍聴人がいましたら入室をお願いします。
事務局	本日の傍聴人はおりません。
池田会長	本日の議題に早速入りたいと思います。議題1入間市公立保育所の医療的ケア児受け入れガイドライン案について議題といたします。鈴木課長から説明をお願ひいたします。
鈴木課長	(説明を行う。)
原嶋部長	補足いたします。 平成26年度に医療的ケア児の受け入れ体制を整え、平成27年度から1人の児童を受け入れています。今回ご説明したのは、受け入れ側の視点から見たガイドラインとなっています。市民の側からの意見をいただけたらと思います。
池田会長	皆様に意見を伺いたいと思います。島田委員いかがですか。
島田委員	土曜日の保育は難しいのですか。
鈴木課長	基本的には平日の8時間を対象としていますが、児童の状況や保護者の就労状況等もありますので、体制を整えられるようであれば、土曜日保育の体制ができるかもしれません。医療的ケアを行うとなると、保健師、看護師が中心になります。保育士であれば、ある程度の人数をローテーションできますが、保健師、看護師となると必ず土曜日に常駐できるかどうかわかりませ

発言者	発言内容
	ん。土曜日の保育が必要であれば、それに対応できるように努めていきたいと考えております。
島田委員	現在、医療的ケアを必要とし、希望されている方はいますか。
鈴木課長	過去に1名いました。今は、その児童は元気に活動しております。それ以外に、今年度、令和3年度の入所申し込みを受けております。受け入れ体制や保護者の都合もあり、5月か6月に入所する方向で調整を進めているところです。その他の申し込みは受けておりません。
島田委員	医療的ケアも個人差があり、また親の就労スタイルもいろいろあると思うので、それに応じて相談できたら保護者はありがたいと思います。
池田会長	他のご意見ありますか。石川副会長。
石川副会長	読ませていただきすごくうれしく思いました。平成27年度から受け入れられていたことは知りませんでした。障がいのあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんがいるお母さんの悩みを身近に聞いてきました。ガイドライン2ページに、受け入れる児童数は1名を限度とすると書いてありましたが、うちの子どもももとなつた時にこの条件を変えていくことは可能でしょうか。
鈴木課長	保育所が全般的に老朽化している中で、医療的ケア児をお受けするのは難しい状況です。今後医療的ケアが必要であっても、集団保育が可能な児童が増えてくる可能性があるかと思います。そういう中で、実際に受け入れ側の体制が整えば、例えば2人受け入れるということも、今後必要になると思います。ただ、そのためには、看護師や保健師を配置して、体制を整えなければならないので、今すぐ複数体制にするのは難しい状況です。状況を見ながら今後検討していきたいと考えております。
池田会長	他にご意見ありますか。宮岡委員。
宮岡委員	アレルギーを心配されているお母さんたちが多いですが、アレルギー児に対する対応というのは、どのようにになっていますか。
鈴木課長	保育所でも、食物アレルギーの児童が増えている傾向にあります。エピペンをお預かりしている児童も実際います。そういう保育所においては、いざというときのために保育士が研修を受けたり、訓練を受けたりしています。幸いなことに今までエピペンを使った事例はありません。今回の医療的ケアのガイドラインの中には、アレルギーのお子さんことは入っていませんが、アレルギーがあっても保育所で統一的に、安心安全を図れる体制を整

発言者	発言内容
宮岡委員	えていきたいと考えております。
池田会長	他の障がいとアレルギーのあるお子さんが、確かに入所を断られたました。そういうことは、今後もありうると思います。公立保育所としてしっかり受け入れていただきたいです。よろしくお願ひします。
高垣委員	高垣委員。
鈴木課長	受け入れが藤沢保育所となっていますが、例えば勤務先や様々な事情で藤沢保育所に通いづらい方がいたとしたら、他の保育所で対応することはありますか。また、藤沢保育所とした理由を知りたいです。例えば、金子地区に住んでいて金子から電車を使って利用する方がいるとしたら、金子保育所に体制を整えていくことはありえるのでしょうか。
池田会長	まず、藤沢保育所でこれまで1名の医療的ケア児を受け入れていたということが背景にあります。公立保育所の中では、藤沢保育所は比較的新しい保育所で、施設も大きく、職員数も多い。医療的ケア児を受け入れる際に、何かあった時の体制として、保健師、看護師を含めたトータル的な対応がしやすいということで、今のところ、藤沢保育所を想定しております。今後公共施設マネジメント事業計画に基づき、保育所を整備統合していく中で、医療的ケア児を受けられるような施設整備も含め検討していく必要があろうかと思います。医療的ケア児のニーズの状況等をみながら検討していきたいと思います。今後ずっと藤沢保育所1か所でということではありません。今回作るガイドラインでは、藤沢から始めたいというようなイメージでよいかと思います。
野口泰子委員	他にございますか。野口委員。
鈴木課長	ケアが必要なお子さんが育ち小学校に上がるとき、公立小学校での受け入れはどうなっていますか。
池田会長	平成27年度から受け入れているお子さんは、おそらく小学校に上がっても、全く問題ない状況だと思います。今回受け入れる児童は、小学校への接続について教育委員会とよく相談をしながら、検討していく必要があるのかと思います。医療的ケア児でも医療の必要性が増えていく児童と、健常児と同じようになるケースがあると思います。教育委員会との接続を一生懸命行っていきたいと思っております。
	おやつも含めて食事支援に必要なアレルギーだとか、ペースト状にするとかすりつぶすだとかという項目が主治医意見書の中に不足しているかと思います。食事というのは、生活の中で必須なことで、そこに気をつけなくては

発言者	発言内容
	いけない。万が一のことがあってはいけないという意味で、アレルギーとか流動食の項目がないというのは、飲食を想定していないのかなと思ってしまいます。
鈴木課長	11ページに「主治医意見書」があります。主治医の判断としては、まず集団保育が最低限できる児童でないと預かるることはできません。その中で、2ページ目の「日常生活の配慮」の中に、食事についての項目があります。実際に受け入れるとなると、保護者や主治医等と綿密に打ち合わせ、対応を考えていきたいところです。必要な書式については、追加で入れられますので、何かありましたらご意見をいただければと思います。
池田会長	専門的人材の不足によって、従来の医療の範囲の技術提供が、介護福祉士や保育士の手にシフトし、養成校のカリキュラムも逼迫しています。エッセンシャルワーカーの人たちの処遇改善も必要だと思います。医療的ケア児の家族や兄弟、希少性難病の家族など、長い時間子どもから離れて過ごすことができない、そのためには就労することができない、そういう制度の狭間で苦しんでいる人がいます。通園、通学、通所に対して、付き添いや送迎の負担が軽減できるような仕組みも、受け入れと並行して考えていただきたいと思います。
	他にご意見ございますか。桂川委員いかがですか。
桂川委員	ガイドラインの作成ありがとうございます。大きくは賛成しております。これまで、現場は怖いという気持ちがあつて受け入れられなかつたところを、何をすれば受け入れ可能なのか明確に枠組みがなされ、初めてスタートするところかと思います。そういう意味で非常に、有益なガイドラインだと思い拝見しておりました。1ページ目の対象児童のところに、保護者の就労等の事由により保育の必要性が認められ、とありますが、この基準を一般的な入所の基準にしてしまうと、厳しいと思いますがいかがでしょうか。
鈴木課長	保育所の入所基準は、就労時間とか保育の必要性についての点数を計算した上で、点数の高い方から優先的に実施させていただいているところです。今のところ、医療的ケア児については、他のお子さんと全く同じ基準で計算するのは難しい中、できるだけ受け入れられるように考えていきたいと思っています。単純に点数計算だけで判断するつもりはありません。ガイドラインにつきましては現場の保育士からこういうものが欲しいということもあり、今回作成したものです。いろいろな意見を伺いながら、追加していきたいと思います。
桂川委員	柔軟に対応いただければと思います。よろしくお願ひいたします。
池田会長	田辺委員、米山委員いかがですか。ご意見ございますか。

発言者	発言内容
田辺委員	<p>医療的ケアを必要とする児童に対する支援、このようなきめ細かい対応に市民の1人としてうれしく思います。特に、ならし保育を入れたり、職員の研修を入れたりと、きめ細かく対応されていると感じます。また、野口委員と同じ意見を持っていまして、小学校に入学したらどうなるのかと思っています。就学支援委員会というのがあり、その中で保護者から、保育所でこれだけ手厚くしているのに、どうして小学校に上がると何もしてくれないという声が聞こえてきます。公立保育所が受け入れるならば、公立の小学校でも受け入れ体制を今のうちから想定して、例えば介助員を増員するとか、あるいは介護免許を持っている養護教諭を今から探しておくとか、対応策を学校にも要望しておいていただければ、さらにうれしく思います。</p>
米山委員	<p>私もこのガイドラインを読み、主治医の先生、保育士、看護師と連携が深くとれるようなガイドラインができたことをうれしく思いました。また、実績としてすでに平成27年度から医療的ケアを必要とする児童を受け入れ、0歳児から預かっている話を聞きまして、保育士もかなり自信を持って、対応ができているのではないかと安心しております。仕事をしながら児童を預けなければいけないお母さんたちの悩みに、少しでも近づいた対応ができるよう私たちも期待しております。よろしくお願ひいたします。</p>
池田会長	<p>保育所における医療的ケア児への支援に関する研究会が発足されておりまして、座長の香川大学松井先生の言葉の一部を紹介して審議を終わりたいと思います。「受け入れる」とは、どういったことを指すのであろうか。同じ場で生活する中で体験を共有し、「楽しかった」、「うれしかった」、「悔しかった」、「悲しかった」といった感情を分かち合う。最後に、「次は一緒にこうしたらもっと楽しい」といった未来を共有することである。「受け入れることが当たり前」になれば、むしろ「いないことに違和感を覚える」という社会が展望できるだろう」という言葉を共有して終わりたいと思います。本日はありがとうございました。</p>

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 3 年 4 月 12 日

議長の署名

池田 扱

議長が指名した者の署名

野々 泰子